

# 案

## カラーレーザープリンター賃貸借契約書

那覇港管理組合 管理者 玉城 康裕（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、下記条項によりカラーレーザープリンター（以下「機器」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が甲に機器を賃貸し、機器を常時正常な状態で稼働し得るように乙が保守し、甲の使用に供することを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（対象機器及び設置場所）

第3条 この契約の対象機器及び設置場所は次のとおりとする。

- 1 対象機器 カラーレーザープリンター（機種名） 2台
- 2 設置場所 那覇港管理組合 企画建設部

（賃貸借料）

第4条 機器の賃貸借料は、総額 円（月額 円）とする。  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額は、総額 円、月額 円とする。）

令和4年度賃借料 円  
令和5年度賃借料 円  
令和6年度賃借料 円  
令和7年度賃借料 円  
令和8年度賃借料 円

- 2 前項の賃貸借料は毎月払いとし、甲は適法な請求書を受領した日から起算して、30日以内に当該請求金額を乙に支払うものとする。
- 3 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は那覇港管理組合契約規則第4条の規定による。

（機器の保守）

第6条 乙は、機器を甲が常時正常な状態で使用できるように保守を行うものとする。  
2 乙は、機器が故障した場合、甲の要請により、速やかに保守技術員を派遣して修理に着手

し、正常な状態に回復させなければならない。

3 修理等に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(機器の取替え)

第7条 乙は、前条による保守点検及び修繕を行ってもなお機器を正常な状態において甲に使用させることができないときは、機器の取り替えを行うものとする。

2 前項に要する費用は、すべて乙が負担するものとする。

(消耗品の供給)

第8条 機器に必要なインクカートリッジ、ドラムカートリッジ、廃トナーボックス、用紙の消耗品は甲の負担において供給する。

(プリンターの所有権及び善管注意義務)

第9条 機器の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良な管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

2 甲は、機器の所有であることを示す表示等を毀損する等、機器の現状を変更するような行為をしてはならない。

(損害賠償)

第10条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって機器に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の損害賠償額はこの契約の賃貸借料を上限とし、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(機密の保持)

第12条 乙は、保守の実施にあたって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らす等、他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第13条 この契約は、那覇港管理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成29年那覇港管理組合条例第2号）第2条の長期継続契約であるため、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、契約内容等の見直しなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても甲乙十分に協議を行ったうえで、この契約を継続することが困難である場合に限りこの契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。

(機器の返還)

第14条 第2条によりこの契約が終了し、又は第14条により解除した場合、甲は、機器を速やかに乙に返還しなければならない。

2 前項に要する費用は、すべて乙が負担するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲、乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
  - ア. 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
  - イ. 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項及び契約の条項に疑義を生じた場合は、甲乙双方が信義誠実の原則に従い、協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 沖縄県那覇市通堂町2番1号  
那覇港管理組合管理者 玉城 康裕

乙